

会建報

Monthly Association Construction Industry NEWS



魅力発信事業

[平成 28 年 4 月 22 日(金)]

宮崎県産業開発青年隊員 45 名

[平成 28 年 8 月 30 日(火)]

宮崎県立本庄高等学校 1 年 16 名



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL 0985-22-7171 FAX 0985-23-6798

目次 CONTENTS

●平成29年4月の行事予定	1
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成28年度第11回常務理事会を開催	3
2. 平成29年度テレビCM放送のご案内	5
●雇用改善コーナー	
平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等について	6
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	8
●技士会	
1. 平成29年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	10
2. 平成29年度1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書受付について(お知らせ)	10
3. 平成29年度監理技術者講習の日程お知らせ	11
4. 平成29年度(公財)宮崎県建設技術推進機構主催研修会	11
5. 「JCM特別セミナー」のお知らせ	12
●建退共	
1. 建退共への加入のすすめ	13
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(2月分)	14
●建災防	
1. 足場の組立て等の特別教育について	14
2. 平成30・31年度入札参加資格審査における会員(加入)証明書の交付について	15
3. 平成28年に県内で発生した死亡災害	15
●火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	18
2. 受験養成講習会の開催について	18
3. 火薬類報告書の提出期限の徹底について	18
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向(前払保証分)(2月分)	19
2. 中間前払金制度のご案内	20
●建設業福祉共済団からのお知らせ	21

平成 29 年 4 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水		不整地運搬車運転技能講習 (清武 6 日まで)	
6	木	建設業経理検定に係る実施計画説明会 (東京)		
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	宮崎県産業開発青年隊入隊式		
11	火	県建設会館、建設業政治連盟監査、技 士会監査	職長・安全衛生責任者教育 (清武 12 日まで) 建災防監査、建退共監査	火災監査 全建協連監査 (東京)
12	水	県協会監査		
13	木			組合監査
14	金		高所作業車運転技能講習 (清武 15 日まで)	
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	県協会 常務理事会・県との意見交換会 技士会 通常理事会	建災防理事会 型枠支保工組立て等作業主任者技能講習 (延岡 19 日まで)	火災保安協会理事会
19	水	総合企画・土木・建設 ICT 合同専門委 員会 (東京)		
20	木			
21	金			全建協連役員会 (東京)
22	土		車両系建設機械 (整地・掘削) 運転 技能講習 (延岡 22 日まで)	
23	日			
24	月			
25	火		足場組立て等作業主任者技能講習 (清武 26 日まで)	
26	水			
27	木	九建協 会長会議及び専務理事・事務 局長会議 (熊本)	小型車両系建設機械 (整地・掘削) 運転特別教育 (清武 28 日まで)	
28	金			
29	土	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	日			

会員の異動状況

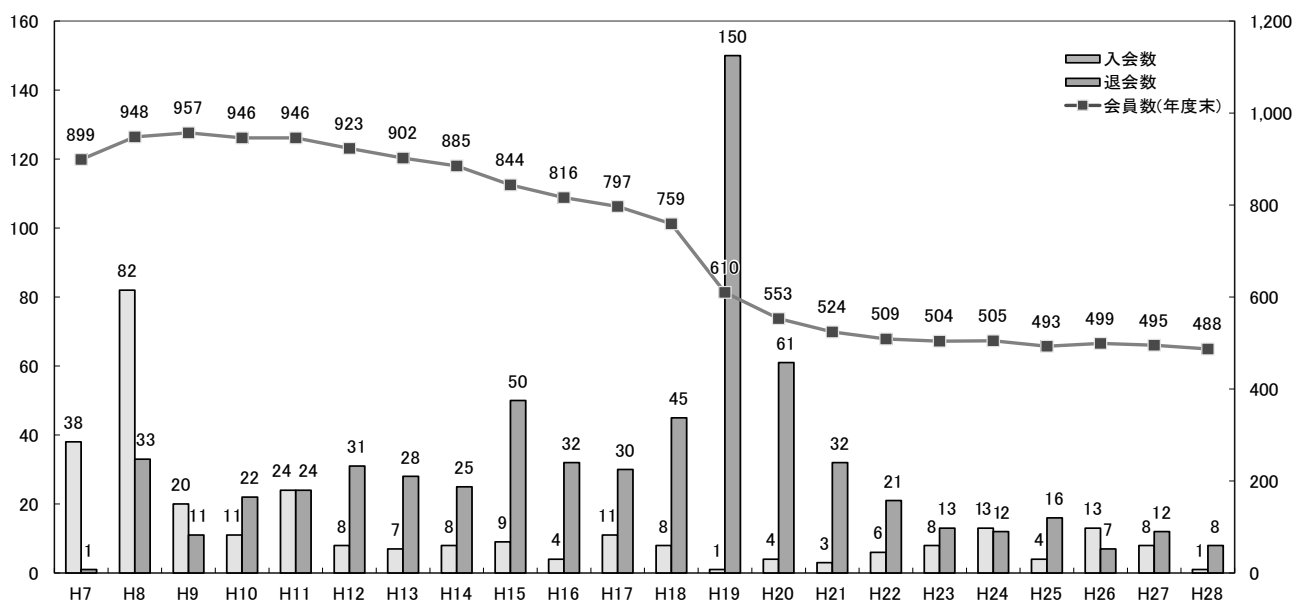
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	原田建設(株)	代表者	原田 忠男	上原 雄藏

【退会】

地区名	会社名	代表者名	地区名	会社名	代表者名
宮崎	日本道路(株)宮崎営業所	原口 雅信	都城	高崎総合開発(株)	刀坂 龍一
平成28年度 退会者数					8社

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	8
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	488

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H28はH29.3.29現在

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度第11回常務理事会を開催

平成 29 年 3 月 13 日（月）午後 1 時 35 分、宮崎県建設会館 5 階「会議室」において、榎村事務局長が定足数（12 / 13 名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長が「本日はご出席賜りお礼申し上げます。建設工事等におけるコスト調査の結果に関して、県との意見交換会を開催する。皆様のご意見をお願いしたい。本日は、平成 29 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）についてご審議いただく。先般、建設業を支える女性の会の発会式を行った。女性の立場からの意見が上がることや女性技術者の育成につながっていくことを期待している。県の人事では、国土交通省道路局路政課長の鎌原宜文氏と県農政水産部長の郡司行敏氏が新たに副知事となる予定である。4 月以降に挨拶に伺いたい。本日はよろしく願い申し上げます。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題 1

コスト調査に関する県との意見交換会について

坂元専務理事が資料に基づき、県のコスト調査の結果について説明があった。

常務理事より「会社の利益が出ている理由の一つに、役員や従業員の給料、賞与が上がっていないことがあげられるのではないか」、「業種区分ごとの内容を知りたい」、「工事ごとの調査ではなく、年間を通した調査をお願いしたい」との意見が上がった。

今後、労働環境の改善や雇用の拡大、さらには災害対応力強化のためにも年間を通して会社が安定的に不安なく経営ができるよう、一般管理費の算定率を見直した最低制限価格の引き上げを県へ要望していくことで承認された。

議題 2

平成 29 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について

榎村事務局長が資料に基づき、事業計画（案）並びに収支予算（案）について報告した。また、大谷総務課長がテレビ CM の P R 事業について説明し、それぞれ承認された。

議題 3

平成 29 年度宮崎県建設業協会会長表彰の推薦（案）について

大谷総務課長が資料に基づき、宮崎県建設業協会会長表彰の推薦（案）について説明し、承認された。

議題 4

平成 29 年度宮崎県総合防災訓練について

榎村事務局長が資料に基づき、11 月 3 日（金）に実施される宮崎県総合防災訓練における訓練内容の調査依頼について説明し、承認された。

議題5 その他

(1) (仮称)「建設業を支える女性の会」発会式結果について

檜村事務局長が資料に基づき、3月9日(木)に開催された(仮称)「建設業を支える女性の会」発会式について結果報告した。

河野孝文常務理事より、女性の会の方向性について質問があった。今後、会で審議を重ねる中で方向性が決定されると回答があった。

(2) 第3回農業土木委員会開催結果について

後藤会長が資料に基づき、2月20日(月)に開催された農業土木委員会について結果報告した。

(3) 九州建設業協会土木委員会開催結果について

甲斐副会長が資料に基づき、2月15日(水)に開催された九州建設業協会土木委員会について結果報告した。

(4) 建築委員会及び九州建設業協会建築委員会開催結果について

大谷総務課長が資料に基づき、建築委員会及び九州建設業協会建築委員会について結果報告した。

(5) その他**a. コスト調査に関する県との意見交換会**

県の担当者より、建設工事等におけるコスト調査の結果報告があった。

議題6 5月の常務理事会開催予定日について

檜村事務局長が、5月17日(水)に常務理事会を開催することを提案し、承認された。



2. 平成29年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

また、29年度は新しいCMの製作を30年度放映に向けて計画しており、県内の現場を新しい撮影技法にて製作することとしております。

会員企業様におかれまして、現場が該当された場合は、ご協力等お願いします。

第3弾 平成29年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年4月5日（水）～平成29年6月28日（水）までの3ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRT わけもん GTの放送帯（毎週水曜20:00～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～番組提供枠～

1. 放送期間 平成29年7月5日（水）～平成29年10月25日（水）までの4ヵ月間
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMK ニュースの放送帯（毎週水曜20:54～21:00）
※特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開③ ～年末年始スポットCM～

1. 放送期間 平成29年12月27日（水）～平成29年1月10日（水）
2. 放送形態 30秒 UMKとMRTのスポットCM 合計75本
3. 放送内容 シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
◇第1部「夢を抱いた日」篇
◇第2部「一歩ずつ」篇
◇第3部「未来へ」篇



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビット」

雇用改善コーナー

平成30年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

28 文科初第 1379 号

職発 0124 第 3 号

平成 29 年 1 月 24 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 誠

厚生労働省職業安定局長

生 田 正

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 28 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 29 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれましても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規学卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼるとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 30 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 30 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 29 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、



- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 29 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 29 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 29 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (7) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 29 年 6 月 1 日から開始するものとする。
- (4) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 29 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (7) 学校における求人申込みの受理は、平成 29 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 29 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 30 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 29 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成29年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、（一社）宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を毎年開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

平成 29 年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、講習会参加をお願い致します。

日 程 ○ 1 級学科講習 8日間

平成 29 年 5 月 17 日（水）～ 5 月 19 日（金）
平成 29 年 5 月 24 日（水）～ 5 月 26 日（金）
平成 29 年 6 月 1 日（木）～ 6 月 2 日（金）

○ 2 級学科・実地講習 8日間

平成 29 年 7 月 12 日（水）～ 7 月 14 日（金）
平成 29 年 7 月 26 日（水）～ 7 月 28 日（金）
平成 29 年 9 月 6 日（水）～ 9 月 7 日（木）

場 所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号

お問い合わせ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

資格取得等に要する経費（受験料・受講料）の 一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業受験料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは、宮崎県建設技術推進機構へ
電話：0985-20-1830



2. 平成29年度 1・2級土木施工管理技術検定試験の 申込書受付について（お知らせ）

平成 29 年度の 1・2 級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まりました。試験日は 1 級学科が 7 月 2 日、2 級は 10 月 22 日ですが、受付期間は、いずれも年度初めになっております。申込み手続きをお忘れないようにしてください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第 27 条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと（1 級については学科試験に合格後実地試験有）、土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者（1 級のみ）になることができる土木施工管理技士の国家資格を取得できます。

受付期間

1 級 平成 29 年 3 月 31 日（金）～ 4 月 14 日（金）

2 級 平成 29 年 4 月 14 日（金）～ 4 月 28 日（金）

詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成 29 年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、
現行の建設業法では講習修了証が必要
なため、平成 29 年度も（一社）
全国土木施工管理技士会連合会主催
の講習を下記日程で実施します。

日 程	場 所
平成 29 年 5 月 12 日（金）	宮 崎 県 建 設 会 館
平成 29 年 8 月 18 日（金）	
平成 29 年 11 月 22 日（水）	

監理技術者とは、

- ・ 発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を
・ 施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。
- ・ 監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建
・ 設業法では、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過することのないように国土交通大
・ 臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっ
・ ております。
- ・ また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証
・ の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

4. 平成 29 年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会

平成 29 年度の（公財）宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表の
とおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDS の学習プログラムの登
録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」
対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研修名	会 場	開催予定日	受講者予定人数
公共事業実務研修	宮崎市	4 月 21 日	100
測 量 研 修	〃	5 月 18 ～ 19 日	35
建設 ICT 研修(新規)	〃	5 月 23 日	50
土木施工管理研修	〃	5 月 26 ・ 30 日	120
法 面 研 修	〃	6 月 6 日	100
補 強 土 壁 研 修	〃	7 月 12 日	80
沿 道 修 景	〃	9 月 1 日	60
舗 装 研 修	〃	9 月 7 ～ 8 日	60
地 質 研 修	〃	10 月 5 ～ 6 日	50
コンクリート研修	〃	10 月 12 日	75
公共工事における 会 計 検 査 研 修	〃	10 月 20 日	30
橋梁維持管理研修	〃	10 月 24 ～ 25 日	30
安 全 管 理 研 修	〃	11 月 2 日	70

5. 「JCM特別セミナー」のお知らせ (CPDS認定講習7ユニット)

今年も「JCM特別セミナー」を開催します。講師は、ハタコンサルタント(株)の降旗達生氏で、今回のテーマは「リスクアセスメント、ヒューマンエラー防止」で少人数による演習形式となっております。申込みは全国技士会連合会(JCM)のホームページのJCMセミナー(演習タイプの講習会)から行うことができます。

※ グループに分かれて行う少人数演習タイプです。

※ 労働災害の撲滅は建設会社にとって最大の経営課題です。「ヒューマンエラーに基づくうっかり災害」「リスクマネジメントの形骸化」「安全に配慮しすぎると原価・工程に影響するという雰囲気がある」等の現状に対して、本講座ではヒューマンエラー撲滅手法を、実習を交えて体得し、会社の安全レベル向上を図ります。

※ 本講習会の受講で7ユニット(学習履歴)を取得できます。

日時・場所	講習名	定員	講師
8月24日(木) 9:30～17:00 宮崎県建設会館	リスクアセスメント、 ヒューマンエラー防止	48名	ハタコンサルタント(株) 講師
受講料 (テキスト代込)	宮崎県土木施工管理技士会 会員及び賛助会員	一般(非技士会員)	
	5,000 円	22,000 円	

お申込み方法：全国土木施工管理技士会連合会ホームページからお申し込み下さい。



降旗 達生 氏

ハタコンサルタント(株)代表
大阪大学工学部土木学科卒
技術士(総合技術監理・建設部門)、APEC エンジニア
(CIVIL,STRUCTURE)、品質マネジメントシステム主任審査員、
環境マネジメントシステム審査員、労働安全コンサルタントほか

建退共

1. 建退共への加入のおすすめ

建設業界の皆様へ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です。

- 宮崎県では2.8千社が加入、4.9万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で300億円の退職金(最高額は720万円)をお支払いしています。(平成29年1月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

◎法律に基づき運営される国が作った制度
◎建退共加入と適正実施により「経営事項審査」で加点評価
◎国からの財政上の支援(国成により掛金の一部が免除)
◎便利な提携施設の割引サービス

特
長

◎掛金は金額非課税(損金または必要経費に算入できます)
◎複数の企業間を就業して通算して退職金を支給
◎加入の手続きは簡単(各都道府県の建退共支部で加入)

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は
一日 310円
(加入労働者ひとり)

建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- ① 共済証紙の購入は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数に応じた額を購入してください。
- ② 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付を忘れずをお願いします。
- ③ 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- ④ 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- ⑤ 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- ⑥ 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しください。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- ⑦ 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は継続加入することは、できません。



《お問い合わせ》※建退共のホームページもご覧ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館3F
TEL 0985-20-8867

東京本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル
TEL 03-6731-2866

建退共

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)		手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
					件数(件)	金額(円)		
前月末計	2,743	49,029	前月分までの累計	435,079	49,218	30,301,692,051	前月分	54,580
加 入	3	102	当月分	831	86	77,122,142		
脱 退	26	87	総 累 計	435,910	49,304	30,378,814,193	当 年 度 計	627,522
当月末計	2,720	49,044	(当年度累計)	8,640	1,032	807,604,038		

建災防

1. 足場の組立て等の特別教育について
(猶予措置は平成29年6月30日まで)

労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て、解体、変更の作業を行わせる場合、特別教育を行わなければならない。」ことになりました。(施行日平成27年7月1日)

この特別教育の実施に当たっては、2年間の猶予措置が設けてありましたが、その期限は平成29年6月30日までとなっており、これまでに受講することが必要です。

対象となる業務

- (1) 足場の高さ、種類に関係なく(脚立足場やローリングタワーなども含む)特別教育が必要です。
- (2) 足場の組立、解体だけでなく、変更(手すりの一時的な取り外しなど)を行う場合も必要です。

特別教育の
省略について

次の方は特別教育の全ての科目を省略することができます。

- (1) 「足場の組立等作業主任者技能講習」を修了した者
- (2) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者など

特別教育時間の
短縮について

施行日(平成27年7月1日)の時点で、現に足場の組立て等の業務に従事している者は特別教育の時間を短縮することができます。

(※この時点で、実際に足場の組立て等の業務に従事していなくても、これまでに当該業務に従事した経験のある者についても、同様に扱います。)

※短縮した受講時間は、3時間となります。(本来の受講時間は6時間)

建災防 宮崎県支部では、下記の日程により「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を開催いたします。※講習時間は3時間

開催日	開催場所
平成29年5月1日（月）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町）
平成29年6月6日（火）	延岡建設会館（延岡市愛宕町2-32）
平成29年6月8日（木）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町）

2. 平成30・31年度入札参加資格審査における会員（加入）証明書の交付について

宮崎県の「入札参加資格審査」において、当支部の会員については加点の対象となっているところですが、これは会員事業場が日頃より労働災害防止活動に取り組んでいるとともに、社員を講習会等に受講させることによって技能労働者及び有資格者を育成し、また、社員の安全衛生教育を積極的に行っていることを評価されているからであります。

この趣旨を踏まえ、当支部では、会員（加入）証明書の交付については、当支部が実施する講習会等を2回以上受講している実績があることを要件としているところです。

つきましては、平成30・31年度の宮崎県「入札参加資格審査」におきましても、

平成27年10月1日～平成29年9月30日の間に

当支部が実施する講習会等に

2名又は同一人に2回以上

受講させている実績がある場合に、「会員（加入）証明書」を交付することとしておりますので、趣旨をご理解いただき計画的な受講をお願い致します。

なお、平成29年度の講習会につきましては、年間予定表を会員事業場に送付しています。

3. 平成28年に県内で発生した死亡災害

○付きの番号は建設業で発生したもの

（宮崎労働局発表資料）

番号	月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	2月	はさまれ、巻き込まれ	エレベータ、リフト	木材・木製品製造業	男	30代	20年	木材の上げ下ろしのためのテーブルリフターが設置された地下ピット（深さ約1m）内において、被災者は当該テーブルリフターの油圧シリンダーを修理していたところ、突然降下し始め、身体を挟まれた。
2	2月	交通事故（道路）	トラック	卸売業	男	20代	2週間	取引先への配達を終え、被災者はトラックを運転し会社に戻っていたところ、片側1車線の直線道路でトラックが横滑りし、道路脇の電柱に激突した。
3	3月	墜落・転落	地山、岩石	木材伐出業	女	50代	20年	被災者はチェーンソーを使用して、急斜面（勾配約50°）の立木の伐採を行っていたところ、バランスを崩し、急斜面を滑落した。

建災防

④	4月	墜落・転落	送配電線等	電気通信工事業	男	20代	6年	既設鉄塔から新設鉄塔へ電線移設中、被災者は移設する電線の上（高さ約50m）で、当該電線に安全帯を掛け作業していたところ、電線を固定していた専用金具から電線が抜け落ち、電線とともに墜落した。
5	5月	有害物等との接触	異常環境等	畜産業	男	40代	2年	焼酎粕の入った貯蔵タンク（直径約2m、高さ約2.5m）から、ポンプを介して小分け用のタンク（約1m四方の立方体）に移し替える作業を行っていた作業者が、貯蔵タンク上部のマンホール（直径80cm）からタンク内に入ったところ、酸素欠乏により倒れた。救出のため同タンクに入った作業者也倒れた。
6	6月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	木材伐出業	男	60代	50年	午後3時頃、立木の伐採作業を行っていた被災者に同僚が作業終了を告げたが、その後被災者が集合同所に来なかったため、再び同僚が被災者に声を掛けに行ったところ、熱中症により斜面に倒れている被災者を発見した。被災者は病院に搬送されたが、4日後に死亡した。
⑦	7月	墜落・転落	締固め用機械	道路建設工事業	男	60代	26年	被災者は、現場事務所から施工場所まで測量器具を徒歩で運んでいたところ、後ろからタイヤローラーが走行してきたため同乗させてもらい、搭乗用ステップに乗り込んだ。約100m走行した地点に段差（約5cm）があり、車体が跳ねた反動で被災者が搭乗用ステップから転落した。
8	9月	墜落・転落	作業床	バス業	男	70代	14年	被災者は、会社敷地内でトラックの誘導を行っていたところ、渡り橋の上から4m下の側溝に転落した。
⑨	9月	墜落・転落	足場	橋梁建設工事業	男	30代	10年	被災者は、コンクリート橋のつり足場の組立作業を行っていたところ、組立中の足場板から約14m下に墜落した。
10	11月	墜落・転落	伐木等機械	木材伐出業	男	40代	4年	被災者は木材グラブ機を運転し、私道（幅員2.7m）に倒れている伐倒木を谷側の路肩に寄せていたところ、木材グラブ機が路肩から約60m下に転落した。
11	11月	墜落・転落	整地・運搬・積込み用機械	一般貨物自動車運送業	男	50代	21年	被災者はトラクター・ショベルを運転し、一人でチップの集積作業を行っていたところ、トラクター・ショベルを後進させた際、輪止めを越え、岸壁から海に転落した。
⑫	12月	交通事故（道路）	トラック	その他の建設業	男	20代	4ヶ月	被災者はトラックを運転し、同僚を乗せ塗装工事現場に向かっていたところ、緩やかな左カーブを通過した後ふらつきながら中央線をはみ出し、対向車の大型トラックと正面衝突した。
13	12月	崩壊・倒壊	金属材料	その他の金属製品製造業	男	40代	17年	製造する鋼管の原料であるコイル（幅10cmの鋼板がドーナツ状に巻かれたもの）置場において、立てて保管しているコイルの倒れ止めを被災者が外したところ、コイル1巻（直径1.64m、厚さ10cm、重量1.52t）が被災者に倒れ、当該コイルと床面との間に挟まれた。
⑭	12月	交通事故（道路）	トラック	道路建設工事業	男	20代	4ヶ月	被災者は2tトラックを運転し、土場から現場に向かっていた。被災者は、片側2車線の緩やかな下りの左カーブで、前方追越車線を走行していたトラックを走行車線から追い越し、追越車線に進入したところ、そのまま中央分離帯を乗り越え対向車2台と衝突し、1.5m下の側道に転落した。

※平成 29 年に入り県内では死亡災害が急増しています。

1 月から 2 月の 2 ヶ月間で、昨年の半数にあたる 7 件の死亡災害が発生しています。

番号	月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1 月	はさまれ、巻き込まれ	機械集材装置	木材伐出業	男	30 代	6 年	被災者は、先山で機械集材装置に杉 2 本（長さ 21m）を荷掛けし、無線で集材機の運転者に巻上げの指示をした。その後、被災者から巻上停止の指示が無線であったのを最後に応答がなくなったため、同僚が被災者の作業場所へ行ったところ、集材中の杉と根株の間に左足を挟まれ倒れている被災者を発見した。
2	1 月	激突され	トラック	木材伐出業	女	60 代	15 年	丸太を土場からトラックで搬出するため、運転手は転回場でトラックを方向転換し、約 50m 先の丸太の積み込み箇所まで後進させ停車したところ、機械集材装置で搬送してきた材の荷外し作業を担当していた被災者が、トラックの車体の下に倒れていた。
3	1 月	おぼれ	水	清掃・と畜業	男	30 代	2 年	一般家庭用飲料水の水槽（水深 4.5 m）内の堆積物除去作業のため、被災者は潜水具を装着し、水中ポンプを掃除機のように使いながら水槽内を清掃していたところ、意識不明となり、その後死亡した。
4	1 月	交通事故（道路）	乗用車	その他の小売業	女	50 代	30 年	商品配達を終え、被災者は軽貨物自動車を運転し会社に戻っていたところ、上り坂の左カーブにさしかかったところで中央線を越え、対向車と衝突した。
⑤	1 月	激突され	トラック	その他の建築工事業	女	60 代	3 年	養豚場解体現場内で、コンクリート片をダンプトラックに積み込むため、同僚がダンプトラックを運転し後進させたが、ぬかるんだ地面にタイヤをとられた。ダンプトラックの運転手を交代し、一度前進させた後、ぬかるみにはまらないよう勢いをつけ再度後進させたところ、木片を一輪車で運搬していた被災者に激突した。
6	2 月	激突され	バス	バス業	男	50 代	3 年	バスの転回場に停車していたバスが動き出し、バス運転手がバスと民家ブロック塀との間に挟まれた。
7	2 月	交通事故（道路）	トラック	一般貨物自動車運送業	男	40 代	10 年	被災者は木材チップを積載したトレーラーを運転し、取引先に向かっていたところ、左カーブを曲がりきれず、道路右側のガードレールを突き破り、約 15 m 下に転落した。

火薬協会

1. 火薬関係の資格試験日程について

平成 29 年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 試験の日程

- 願書受付 平成 29 年 6 月 20 日（火）から 6 月 29 日（木）まで
- **試験日 平成 29 年 9 月 3 日（日）**
- 試験場所 宮崎サザンビューティ美容専門学校（宮崎市老松 2 丁目 1-17）

(2) 受験用の試験問題集は、協会で販売しています。（すでに入荷していますので、必要な方は協会に連絡下さい。）

平成 29 年度版完全対策（受験対策講習会使用テキスト） 3,200 円

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

（5 月末には、各地区協会に送付予定です。）

※ 試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

2. 受験養成講習会の開催について（火薬類取扱保安責任者甲・乙対象）

(1) 開催場所 宮崎県建設会館 5 階会議室

- (2) 開催月日 平成 29 年 7 月 24 日（月曜日～ 一般火薬学）
平成 29 年 7 月 25 日（火曜日～ 法令）
両日とも午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

※ 養成講習は、事前申込みが必要です。

3. 火薬類報告書の提出期限の徹底について

報告書等	提出期限
火薬類火薬庫出納報告書	年度終了後 30 日以内
火薬類販売数量報告書	年度終了後 30 日以内
火薬類製造報告書	年度終了後 30 日以内
火薬庫定期自主検査報告書	火薬庫の所有者又は占有者は、火薬類取締法 35 条の 2 の規定により、年 2 回以上定期的に自主検査を行わなければならない。自主検査の計画書や終了報告書は、遅滞なく宮崎県消防保安課に届け出てください。自主検査の計画を変更する場合も同様です。また、定期自主検査の実施方法は、同法規則第 67 条の 9 によります。

※ 宮崎市の場合は、宮崎市消防局に報告してください。

保証会社



1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円、%)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成28年度	357	70.0	14,078	94.2	4,250	15.7	115,816	11.2
平成27年度	210	▲7.5	7,247	29.9	3,672	▲17.4	104,106	▲20.5
平成26年度	227	▲11.7	5,578	▲47.8	4,444	▲8.1	131,009	▲15.5

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円、%)

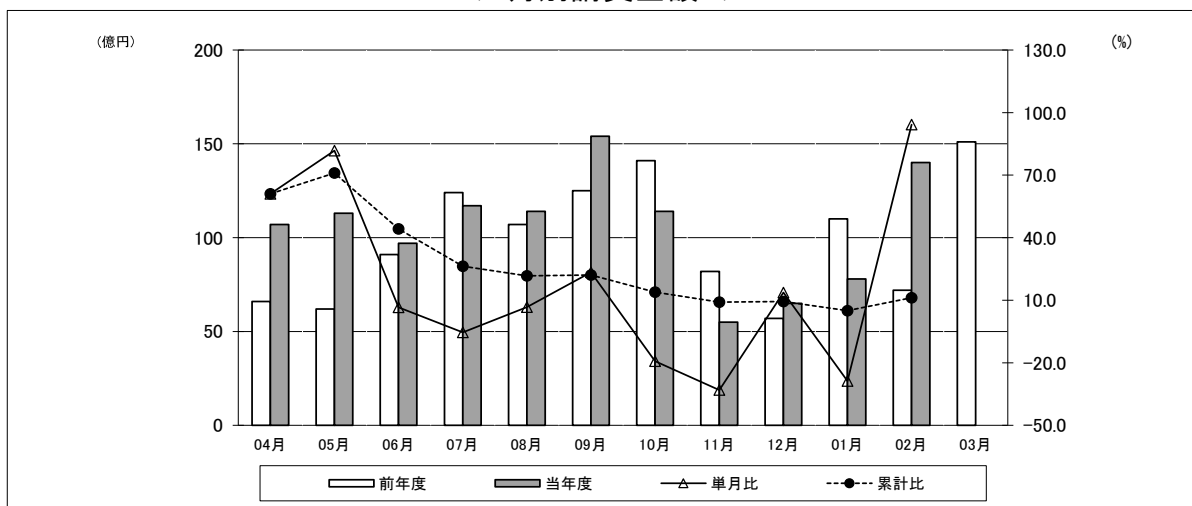
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	33	200.0	6,413	33.4	276	19.0	26,322	▲7.1
独立行政法人等	2	<	279	<	19	▲36.7	3,399	11.6
県	168	80.6	5,056	247.4	1,542	25.9	40,750	34.1
市町村	154	49.5	2,327	147.1	2,380	10.7	43,635	10.7
その他	0	-	0	-	33	▲8.3	1,707	▲41.5
計	357	70.0	14,078	94.2	4,250	15.7	115,816	11.2

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	58	18.4	3,471	0.6	780	2.2	27,086	▲6.8
日南	30	114.3	2,640	773.5	286	26.5	9,984	13.5
串間	7	40.0	75	29.1	173	4.8	3,351	2.7
都城	32	88.2	1,355	298.9	505	18.8	16,028	37.6
小林	10	▲16.7	477	54.9	427	7.0	10,423	18.0
高岡	15	1400.0	250	2355.4	169	25.2	3,533	▲14.6
西都	20	122.2	371	578.1	261	24.3	4,700	8.2
高鍋	20	81.8	764	277.2	209	9.4	6,116	23.1
日向	82	192.9	1,636	238.7	640	30.1	15,425	46.7
延岡	45	40.6	1,977	346.2	326	3.2	11,029	34.9
西臼杵	38	18.8	1,058	▲33.7	474	35.4	8,136	▲21.4
計	357	70.0	14,078	94.2	4,250	15.7	115,816	11.2

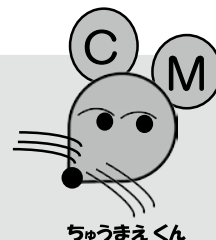
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか6500円！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息よりはるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成29年2月末現在）

（単位：件、百万円、%）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	10	42.9	2,216	65.2
宮崎県	1	<	20	<
宮崎都市	126	21.2	5,692	40.1
都城	34	0.0	1,126	▲7.2
延岡市	19	0.0	1,251	▲6.4
日南市	14	▲17.6	664	▲26.9
小林市	5	25.0	136	8.1
日向市	7	▲12.5	161	9.7
串間市	2	0.0	115	62.5
西都賀市	1	0.0	16	▲84.9
えびの市	1	0.0	20	443.4
国富町	4	33.3	509	444.1
綾高町	1	0.0	1,288	<
高千穂町	2	<	91	<
日之影町	3	<	274	<
美郷町	2	0.0	53	19.8
椎葉村	1	0.0	41	▲76.1
宮崎大学	3	<	87	<
計	237	14.5	14,146	40.4

建設業福祉共済団からのお知らせ

保険料が更にお安くなりました！

**年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。**

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

	無事故割引率	⇒	年間保険料
【旧】	30%	⇒	266,000円
【新】	36%	⇒	243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会	TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・
傷病3級以上）の子供に対し
て、要保育期間および小学校か
ら大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用
に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート！

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索